

○安全運転管理者等の講習に関する規程

(昭和 47 年 7 月 3 日公安委員会規程第 3 号)

改正 昭和 50 年 6 月 23 日公安委員会規程第 2 号 昭和 53 年 11 月 13 日公安委員会規程第 2 号
昭和 62 年 6 月 1 日公安委員会規程第 1 号 平成元年 2 月 28 日公安委員会規程第 2 号
平成 6 年 12 月 13 日公安委員会規程第 16 号 平成 12 年 3 月 17 日公安委員会規程第 3 号
平成 13 年 6 月 21 日公安委員会規程第 5 号 平成 21 年 10 月 16 日公安委員会規程第 11 号
令和 4 年 1 月 24 日公安委員会規程第 1 号 令和 5 年 2 月 17 日公安委員会規程第 1 号
令和 5 年 8 月 25 日公安委員会規程第 10 号

安全運転管理者等の講習に関する規程を次のように定める。

安全運転管理者等の講習に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 108 条の 2 第 1 項第 1 号に定める安全運転管理者又は副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)に対する講習の実施について必要な事項を定めるものとする。

(講習の実施)

第 2 条 安全運転管理者等に対する講習(以下「講習」という。)は、警察本部長が行うものとする。

(部外講師)

第 3 条 警察本部長は、講習の実施に関し、必要があると認めるときは、部外講師を依頼することができる。

2 講習の部外講師は、次の各号に掲げる者のうちから適任者を選任するものとする。

- (1) 大学において、教育心理、人間工学、交通工学又は自動車工学を専攻する教授又は准教授、講師等の職にある者
- (2) 弁護士で交通事故の問題処理を担当している者
- (3) 自動車の構造、整備管理及び運転理論等について専門的知識を有する者
- (4) その他講習に必要な知識を有すると認められる者

(講習の実施基準)

第 4 条 講習の内容、方法、時間等の実施基準は、別表 1 のとおりとする。ただし、受講対象によつて変更することができるものとする。

(講習実施回数)

第 5 条 講習は、安全運転管理者等についておおむね年 1 回実施するものとする。

(受講人員)

第 6 条 1 回の講習人員はおおむね 150 名とする。ただし、人員は状況によつて変更することができるものとする。

(講習の方法)

第7条 講習は、講義式のほか討議式、視聴覚機材を利用する等安全運転管理の実際的な内容を教示するよう努めなければならない。

(講習の委託)

第8条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第38条の3の規定に基づき、公安委員会が講習の委託をする場合は、次の各号に定める要件を備えているものに委託するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者で、公安委員会が講習指導員として承認したものが置かれていること又は置くことができると認められること。

ア 年齢25歳以上で普通自動車以上の運転免許を有し、自動車の安全運転管理に関する業務を5年以上経験した者

イ 年齢25歳以上で普通自動車以上の運転免許を有し、車両管理又は労務管理に関する業務を5年以上経験した者

ウ 年齢30歳以上で普通自動車以上の運転免許を有し、道路交通に関する業務を5年以上経験した者

エ 学識経験者で講習に必要な知識を有すると認められるもの

(2) 講習を行うため必要な施設及び教材を調達できること。

2 講習指導員の承認を受けようとする者は、講習の委託を受けた者(委託を受けようとする者を含む。)を経由して公安委員会に申請しなければならない。

3 公安委員会は、前項第1号による講習指導員の承認をしたときは、講習指導員承認書(様式第1)を交付するものとする。

(講習計画の承認)

第9条 講習の委託を受けた者は、講習内容、方法等について講習計画を立て、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。

(講習の委託解除)

第10条 公安委員会は、次の各号に該当する場合は、講習の委託を解除するものとする。

(1) 講習の委託を受けた者が、前条の委託条件に違背したとき

(2) 公安委員会において委託の必要がないと認められる事情が生ずるに至ったとき

(指導監督)

第11条 公安委員会は、第8条の規定により講習を委託した場合においては、委託条件の遵守状況等について常時監査するとともに、委託を受けた者に対し、必要な報告を求め、講習計画の運用、講習内容等について適宜指導助言を行うものとする。

(講習の受講申請)

第12条 講習を受講しようとする者は、講習受講申請書(様式第2)により公安委員会に申請するものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 6 月 23 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 11 月 13 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、昭和 53 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 6 月 1 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、昭和 62 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 2 月 28 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成元年 2 月 28 日から施行する。

附 則(平成 6 年 12 月 13 日公安委員会規程第 16 号)

この規程は、平成 6 年 12 月 13 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 17 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 6 月 21 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、平成 13 年 6 月 21 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 16 日公安委員会規程第 11 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 1 月 24 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 2 月 17 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 8 月 25 日公安委員会規程第 10 号)

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1(第 4 条関係)

安全運転管理者等講習実施基準

講習内容	講習方法	講習時間
法令の知識 <input type="checkbox"/> 道路交通法 <input type="checkbox"/> 道路運送車両法 <input type="checkbox"/> 自動車の保管場所の確保等に関する法律 <input type="checkbox"/> 車両制限令 <input type="checkbox"/> その他交通事故と関連ある法令	講義式	30分～60分
安全運転のための知識 <input type="checkbox"/> 交通事故の現状 <input type="checkbox"/> 正しい運転 <input type="checkbox"/> 人の生理的能力 <input type="checkbox"/> 自然の法則 <input type="checkbox"/> 歩行者等の保護 <input type="checkbox"/> 飲酒運転による危険性 <input type="checkbox"/> 高速道路における走行上の注意	講義式	30分～60分
安全運転管理についての心構えと方法 <input type="checkbox"/> 管理者の責務 <input type="checkbox"/> 運行管理 <input type="checkbox"/> 車両の管理 <input type="checkbox"/> 運転者の管理 <input type="checkbox"/> 運転者の指導教育 <input type="checkbox"/> 事故発生時の措置 <input type="checkbox"/> 事故防止対策	講義式 討議式 事例発表	120分～360分
交通事故と賠償 <input type="checkbox"/> 損害賠償の基本 <input type="checkbox"/> 交通事故に対する保険制度 <input type="checkbox"/> 自賠法の骨子	講義式 事例検討	60分～120分

(注) (1) 時間割は、実情に応じ計画する。

(2) 講習内容は、実情を加味して要点的に選択する。

(3) 映画、スライド、オーバーヘッド等視聴覚教材をできるかぎり使用する。